

平成21年第2回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第3号

平成21年10月23日（金） 中野市豊田支所大会議室に開く。

平成21年10月23日（金） 午前10時開議

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期等の決定
- 6 議案第 1号 平成21年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 2号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 3号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 4号 平成21年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 5号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 6号 平成21年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 7号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 8号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 9号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会

計補正予算（第1号）

- 15 議案第10号 平成21年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第11号 平成21年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第12号 平成20年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 18 議案第13号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第14号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第15号 平成20年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第16号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第17号 平成20年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第18号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第19号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第20号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第21号 平成20年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 27 議案第22号 平成20年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について
- 28 議案第23号 北信広域連合監査委員の選任の同意について

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり（23名）

1 番 江 田 宏 子 議 員	1 3 番 橋 田 君 子 議 員
2 番 荻 原 勉 議 員	1 4 番 武 田 貞 夫 議 員
3 番 大 裕 多 賀 男 議 員	1 5 番 渡 辺 正 男 議 員
4 番 小 林 喜 美 治 議 員	1 6 番 竹 内 知 雄 議 員
5 番 小 泉 俊 一 議 員	1 7 番 青 木 豊 一 議 員
6 番 渡 邊 吉 晴 議 員	1 8 番 赤 津 安 正 議 員
7 番 中 島 毅 議 員	1 9 番 久 保 田 三 代 議 員
8 番 石 澤 正 議 員	2 0 番 湯 本 悦 生 議 員
9 番 西 條 豊 致 議 員	2 1 番 山 本 一 二 三 議 員
1 0 番 山 岸 國 廣 議 員	2 2 番 湯 本 隆 英 議 員
1 1 番 武 田 典 一 議 員	2 3 番 佐 藤 正 夫 議 員
1 2 番 山 崎 一 郎 議 員	

欠席議員 次のとおり(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事 務 局 長	小 林 俊 幸	保 險 福 祉 係 長	徳 竹 彰 彦
事 務 局 次 長 補 佐 兼 総 務 係 長	保 科 篤	主 査	宮 本 秀 一

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広 域 連 合 長	小 田 切 治 世	幹 事	小 林 広 明
副 広 域 連 合 長	石 田 正 人	幹 事	苅 和 速 雄
副 広 域 連 合 長	竹 節 義 孝	幹 事	保 坂 真 一
副 広 域 連 合 長	芳 川 修 二	事 務 局 次 長	金 井 晃
副 広 域 連 合 長	富 井 俊 雄	望 岳 荘 施 設 長	山 田 吉 廣
副 広 域 連 合 長	島 田 茂 樹	高 社 寮 施 設 長	外 山 健 一 郎
監 査 委 員	平 野 英 孝	千 曲 荘 施 設 長	町 井 和 夫
会 計 管 理 者	本 藤 善 明	い で 湯 の 里 施 設 長	山 岸 元 春
幹 事	青 木 正	菜 の 花 苑 施 設 長	片 塩 義 昭
幹 事	今 清 水 豊 治	ふ り さ と 苑 施 設 長	丸 山 正 光

幹 事 徳 竹 信 治

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、小林事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(佐藤正夫君) ただいま報告のとおり、出席議員は定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより平成21年第2回北信広域連合議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(佐藤正夫君) この際、日程に入る前に報告事項を申し上げます。

平成21年3月29日執行の野沢温泉村議会議員選挙により、野沢温泉村議会より新たに1名の議員が広域連合議会議員に選出され、平成21年4月26日執行の栄村議会議員選挙により、栄村議会より新たに2名の議員が広域連合議会議員に選出されました。また、木島平村議会選出の渡邊力議員及び尾澤正功議員、山ノ内町議会選出の小林克彦議員及び佐藤武士議員より辞職願いが提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、それぞれ辞職を許可いたしましたので、報告いたします。

なお、ここで新しく広域連合議員に選出された議員のご紹介をいたします。野沢温泉村議会から橋田君子議員、栄村議会から赤津安正議員、石澤正議員、木島平村議会から湯本悦生議員、江田宏子議員、山ノ内町議会から大碓多賀男議員、渡辺正男議員、以上でございます。

2 仮議席の指定

議長(佐藤正夫君) 日程2 この際、議事の進行上、新しく議員になられました方々について、仮議席を指定し、あわせて議席の整理をいたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

議長(佐藤正夫君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

小田切広域連合長。

(広域連合長 小田切治世君 登壇)

広域連合長(小田切治世君) おはようございます。

本日ここに、平成21年第2回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、国政においては、先の衆議院議員総選挙の結果、長らく続いた自民党中心の政権から、民主党中心の政権へと大きな政治変革がありました。新政権においては、もとより政治が停滞することなく、国民生活の安定や地域経済の活性化、特に地方に配慮した施策の推進に全力で取り組まれるよう望んでいるところであります。

次に、新型インフルエンザにつきましては、管内においても小・中学生を中心に感染者が発生し、今後さらなる感染拡大が懸念されるところであります。当連合が運営しております各施設においては、今のところに入所者及び職員に感染した事例はありませんが、今後とも手洗い、うがいの励行等、感染予防、拡大防止策を徹底し、万一感染者が発生した場合の入所者の健康管理や執務体制の確保等に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、当連合の平成21年度事業の執行状況であります。厳しい財政事情の中、各組織市町村及び関係各位の協力を得ながら、老人ホーム入所者の処遇等の施設運営を始め、ほぼ順調にここまで事務事業が執行できていると考えております。

なお、平成21年度から介護サービスの報酬単価が改正され、施設関係では約1.3%の引き上げとなったことから、今議会において関連する補正予算をお願いしているところであります。これに関する影響額としましては、特別養護老人ホーム関係で2,100万円、養護老人ホーム関係で500万円程度の増が見込まれております。また特別養護老人ホームフランスーズ悠さかえに対しましては、管内からの利用希望者の優先入居、食材の地元調達への配慮等を継続的にお願いしているところであります。

次に、平成20年度決算であります。灯油代など原材料費の上昇等により、厳しい財政状況の中にあって、各老人ホームに地球環境に配慮した給湯システム「エコキュート」を導入するなど、経費節減に努め、各会計とも順調に事務事業を執行することができました。

細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後ともさらに適正な予算の執行はもとより、経費節減に努め、より効率的な財政運営を進めていくとともに、地域住民のサービスの維持向上に取り組む所存であります。

次に、広域行政につきましては、国の施策の転換によりまして、本年度、改めて構成市町村間で協議してまいりました、広域連携の枠組みと組織体制など、基本的な事項については、

従前の枠組みにより必要な事務事業を共同処理する広域行政機構として、引き続き広域連合を継続することとしております。また広域連合の存続により、平成21年度までを計画期間とする現在の広域計画について、本年度中に新たな計画を策定することとしており、これにつきましても、今後、「北信広域連合基本計画審議会」に諮問してまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、より一層格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日、提案いたします議案は、補正予算案11件、決算認定11件、人事案1件の合計23件です。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

3 議席の指定

議長（佐藤正夫君） 日程3 議席の指定をいたします。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

（事務局長、議員氏名と議席番号を朗読）

4 会議録署名議員の指名

議長（佐藤正夫君） 日程4 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

第1番 江田宏子 議員

第2番 荻原勉 議員

を指名いたします。

5 会期等の決定

平成21年第2回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期:平成21年10月23日（金）～10月27日（火） 5日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
10月23日	金	午前10時	本会議	開会、議席の指定、会期等決定、 議案提案説明
24日	土		休 会	土曜日のため

25日	日		休 会	日曜日のため
26日	月		"	議案審査のため
27日	火	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、 閉会

議長（佐藤正夫君） 日程5 会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました平成21年第2回北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました決算審査の結果は、事前にお手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

議事に入る前に、以降、議案の「北信広域連合」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

- 6 議案第 1号 平成21年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 2号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 3号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 4号 平成21年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 5号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 6号 平成21年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 7号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 8号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補

正予算（第1号）

14 議案第9号 平成21年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計
補正予算（第1号）

15 議案第10号 平成21年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第
1号）

16 議案第11号 平成21年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤正夫君） 日程6 議案第1号 平成21年度一般会計補正予算（第1号）から、
日程16 議案第11号 平成21年度公平委員会特別会計補正予算（第1号）までの
11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 議案第1号から議案第11号まで11件を、一括してご説明を
申し上げます。

議案第1号 平成21年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）について、申し上げ
ます。なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、
よろしく申し上げます。本案につきましては、補正総額433万4,000円を追加し、補
正後の予算総額は3億6,199万2,000円となります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金では経常経費、介護保険事業費などの確定に
より279万3,000円の減額となります。

3款繰越金では、平成20年度決算に伴い712万7,000円の追加であります。

歳出につきましては、2款総務費109万8,000円、3款民生費323万
6,000円の追加であります。これは人事異動、共済組合負担金関連の変更などに伴う
人件費の追加であります。

次に、議案第2号 平成21年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第
1号）について申し上げます。本案につきましては、補正総額1,245万7,000円を
追加し、補正後の予算総額は4億2,209万円となります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金では487万5,000円の追加であります。
内訳は、1目一般利用者負担金で275万4,000円、2目短期利用者負担金で212万
1,000円をそれぞれ追加するもので、ともに介護報酬単価の改正、介護度の変化、旧措

置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金におきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから、590万円を減額するものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い、1,348万2,000円の追加であります。

歳出につきまして、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では221万円の減額であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、人事異動などに伴う人件費の減額、3目施設生活費におきまして、備品入札差金の減額などであります。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金について、1,466万7,000円を追加するものであります。

次に、議案第3号 平成21年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。本案につきましては、補正総額364万9,000円を追加し、補正後の予算総額は3億6,045万8,000円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では113万3,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で124万1,000円を減額し、2目短期利用者負担金で237万4,000円を追加するもので、ともに介護報酬単価の改正、介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い258万2,000円の追加であります。

歳出につきまして、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では、533万9,000円の減額であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、人事異動などに伴う人件費関係の減額、3目施設生活費におきまして、備品入札差金の減額などあります。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金898万8,000円を追加するものであります。

次に、議案第4号 平成21年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。本案につきましては、補正総額849万2,000円を追加し、補正後の予算総額は1億3,906万2,000円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では178万1,000円の追加であります。内訳は、1目民生費負担金で475万2,000円を減額し、2目特定施設利用者負担金で653万3,000円を追加するものです。ともに介護報酬単価の改正、人数の変動、介護度の変更及び訪問介護等のサービス利用に伴うものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い673万7,000円の追加であります。

歳出につきまして、1款民生費1項養護老人ホーム事業費では119万5,000円の減額であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、人事異動などに伴う人件費の減額などでありま。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金968万7,000円を追加するものであります。

次に、議案第5号 平成21年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、補正総額19万6,000円を減額し、補正後の予算総額は2億9,013万6,000円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では45万9,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で71万2,000円を減額し、2目短期利用者負担金で117万1,000円を追加するもので、ともに介護報酬単価の改正、介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金におきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから737万円を減額するものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い667万9,000円の追加であります。

歳出につきまして、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では19万6,000円の減額であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、嘱託職員の配置、人事異動などに伴う人件費の減額、3目施設生活費におきまして、備品入札差金の減額などでありま。

次に、議案第6号 平成21年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、補正総額490万6,000円を追加し、補正後の予算総額は1億3,610万5,000円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では136万4,000円の追加であります。内訳は、1目民生費負担金で803万5,000円を減額し、2目特定施設利用者負担金で939万9,000円を追加するもので、ともに介護報酬単価の改正、人数の変動、介護度及び訪問介護等のサービス利用の変更に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金におきましては、前年度繰越金の範囲では、資金運用が困難となったことから、200万2,000円を追加するものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い154万円の追加であります。

歳出につきまして、1款民生費1項養護老人ホーム事業費では490万6,000円の追加であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、嘱託臨時職員の配置、人事異動などに伴う人件費の追加、3目施設生活費におきまして、介護用品借上料の追加などであり

ます。

次に、議案第7号 平成21年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、補正総額176万3,000円を追加し、補正後の予算総額は3億5,640万5,000円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では379万4,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で110万8,000円を追加し、2目短期利用者負担金で268万6,000円を追加するものであり、ともに介護報酬単価の改正、介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから130万円を減額するものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い73万1,000円の減額であります。

歳出につきまして、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では176万3,000円の追加であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、臨時職員の配置、人事異動などに伴う人件費の追加などでありまして。

次に、議案第8号 平成21年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）について。本案につきましては、補正総額1,005万9,000円を追加し、補正後の予算総額は3億1,068万9,000円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では109万4,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で132万6,000円減額し、2目短期利用者負担金で242万円を追加するもので、ともに介護報酬単価の改正、介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い906万6,000円の追加であります。

歳出につきまして、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では370万2,000円の減額であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、人事異動などに伴う人件費の減額、2目施設管理費及び4目保健衛生費におきまして、備品入札差金の減額などでありまして。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金1,383万6,000円を追加するものであります。

次に、議案第9号 平成21年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）について。本案につきましては、補正総額1,740万1,000円を追加し、

補正後の予算総額は3億3,052万円となります。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金では183万5,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で15万6,000円を追加し、2目短期利用者負担金で167万9,000円を追加するもので、ともに介護報酬単価の改正、介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

5款繰越金では、平成20年度決算に伴い1,554万8,000円の追加であります。

歳出につきまして、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では693万8,000円の減額であります。主な内訳は、1目施設総務費におきまして、嘱託職員の配置、人事異動などに伴う人件費の減額。2目施設管理費及び3目施設生活費におきまして、備品入札差金の減額などあります。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金2,442万1,000円を追加するものであります。

次に、議案第10号 平成21年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。本案につきましては、補正総額65万8,000円を追加し、補正後の予算総額は3,099万7,000円となります。

歳入につきまして、3款繰越金におきまして、平成20年度決算に伴い74万8,000円の追加などあります。

歳出につきまして、1款広域市町村圏振興整備事業費1項広域市町村圏振興整備事業費におきまして、36万5,000円の追加であります。広域観光推進事業関連の委託料が主なものであります。

次に、議案第11号 平成21年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、平成20年度決算に伴い繰越金が確定したことによる組織市町村、一部事務組合の分担金を減額するものであります。

以上、11議案につきまして一括して説明申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

17 議案第12号 平成20年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

18 議案第13号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について

19 議案第14号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入

歳出決算認定について

- 20 議案第15号 平成20年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第16号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第17号 平成20年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第18号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第19号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第20号 平成20年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第21号 平成20年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 27 議案第22号 平成20年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤正夫君） 日程17 議案第12号 平成20年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程27 議案第22号 平成20年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 続いて申し上げます。議案第12号から議案第22号までについてでございます。

なお、お手元に平成20年度決算書とあわせて、平成20年度事業実績並びに主要施策成果説明書を配付してありますので、また後ほどご覧をいただきたいと思います。

それでは、決算書に基づきまして説明させていただきます。

初めに、議案第12号 平成20年度一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、予算総額3億7,145万7,000円に対し、歳入総額3億7,131万

4,815円、歳出総額3億6,298万6,865円、歳入歳出差引額832万950円の剰余であります。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金が2億2,083万余円、繰入金は1億4,448万余円あります。これらは各施設特別会計からの施設建設時の起債償還金返済分及び事務局人件費分などあります。

次に、歳出について申し上げます。議会費が46万余円あります。

総務費は事務局職員人件費など7,801万余円あります。

民生費は6,596万余円で、このうち介護認定審査事務に要した経費が2,381万余円あります。

衛生費は、病院群輪番制病院運営事業補助金で、北信総合病院及び飯山赤十字病院への休日・夜間の救急医療の運営費3,381万余円あります。

公債費は1億8,471万余円で、平成20年度末の広域連合債の現在高は13億766万余円あります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費2億44万余円、施設管理費1,469万余円、施設生活費5,081万余円、保健衛生費96万余円であります。

次に、議案第15号 平成20年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、予算総額1億1,962万6,000円に対しまして、歳入総額1億1,695万5,959円、歳出総額1億921万8,612円で、歳入歳出差し引き773万7,347円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,156万余円であります。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でありまして、施設総務費6,865万余円、施設管理費627万余円、施設生活費3,347万余円、保健衛生費47万余円あります。

次に、議案第16号 平成20年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額2億7,376万2,000円に対し、歳入総額2億7,980万1,922円、歳出総額2億6,312万2,905円で、歳入歳出差し引き1,667万9,017円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億5,663万余円あります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所6床分の処遇に係る費用であります。施設総務費2億143万余円、施設管理費1,345万余円、施設生活費4,643万余円、保健衛生費95万余円あります。

次に、議案第17号 平成20年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算について。

決算規模は、予算総額1億2,567万6,000円に対し、歳入総額1億1,929万4,890円、歳出総額1億1,572万9,420円で、歳入歳出差し引き356万5,470円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,397万余円あります。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でありまして、施設総務費7,371万余円、施設管理費737万余円、施設生活費3,305万余円、保健衛生費58万余円あります。

議案第18号 平成20年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算について。

決算規模につきましては、予算総額3億4,225万2,000円に対し、歳入総額3億3,676万2,081円、歳出総額3億2,549万2,701円で、歳入歳出差し引き1,126万9,380円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億1,710万余円であります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所10床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費2億5,278万余円、施設管理費1,879万余円、施設生活費5,135万余円、保健衛生費171万余円であります。

次に、議案第19号 平成20年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算について。

決算規模につきましては、予算総額2億9,020万5,000円に対し、歳入総額2億9,606万7,504円、歳出総額2億7,700万743円で、歳入歳出差し引き1,906万6,761円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億7,421万余円あります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所10床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費2億864万余円、施設管理費1,035万余円、施設生活費4,979万余円、保健衛生費81万余円あります。

次に、議案第20号 平成20年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算について。

決算規模につきましては、予算総額3億4,257万3,000円に対し、歳入総額3億4,612万5,670円、歳出総額3億2,557万7,239円で、歳入歳出差し引き2,054万8,431円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億9,058万余円あります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所5床分の処遇に係る費用でありまして、施設総務費2億5,914万余円、施設管理費934万余円、施設生活費4,689万余円、保健衛生費132万余円あります。

次に、議案第21号 平成20年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、予算総額3,066万6,000円に対し、歳入総額3,073万

4,024円、歳出総額2,832万9,536円で、歳入歳出差し引き240万4,488円の剰余であります。

この会計は、ふるさと市町村圏基金10億円の運用益を活用した地域振興整備事業に係るものであります。

まず、歳入の主なものは、基金運用利子による財産収入が1,086万余円、一般会計繰入金1,777万余円であります。

次に、歳出につきましては、広域圏振興整備事業費1,055万余円、財産管理費として基金への貸付元金戻し積み立てに1,777万余円あります。

次に、議案第22号 平成20年度公平委員会特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、予算総額140万円に対し、歳入総額157万3,598円、歳出総額113万6,049円で、歳入歳出差し引き43万7,549円の剰余であります。

歳入の主なものは、市町村及び構成組合の分担金114万余円あります。

歳出は、総務管理費の113万余円あります。

以上、11件につきまして一括ご説明申し上げます。

各施設の財政調整基金の会計別年度末現在高につきましては、お手元の決算書の265ページ以降をご覧くださいと思います。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明させますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 続いて、事務局次長及び各施設長において、本案の補足説明がありましたらお願いします。

（事務局次長 挙手）

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） それでは、議案第12号 平成20年度一般会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。主要施策成果説明書の3ページをお願いいたします。

議会費のうち議会関係でございますが、事業内容及び成果欄に記載のとおりでございますが、本会議の開催状況につきましては、平成20年第2回定例会は、平成20年10月24日から8日間の会期で開催されました。21年の第1回定例会につきましては、今年の

2月3日から9日まで7日間の開催をいたしました。議決の件数につきましては、条例が1、予算が21、決算が11、その他1、計34でございます。いずれも可決・認定をいただいております。

次に、4ページをお願いします。総務管理費のうち企画事務関係ですが、事業内容及び成果欄に記載のとおり、広域市町村圏計画に基づく推進事務を行いましたが、まず地域情報発信と地域施設利用促進ということで、キオスク端末の保守管理関係費用、ホームページの管理費用、観光マップの増刷印刷製本費等が記載のとおりでございます。

次に、5ページでございますが、選挙費の選挙事務関係ですが、選挙管理委員会を臨時会・定例会をそれぞれ1回ずつ開催をさせていただきました。下段の3項の監査委員費のうち監査事務でございますが、これにつきましても監査の実施状況は、例月の出納検査12回、定期監査が1回、決算審査3日開催をしていただきました。

次に、6ページでは、社会福祉費介護保険事務のうちの介護認定審査会事務関係でございますが、これにつきましては右の事業内容及び成果欄のところではありますが、143回開催をさせていただきました。審査件数にしますと5,171件、変更件数が1,570件、変更率が30.4%ということで、内訳につきましては表のとおりでございます。

次に、7ページをご覧ください。入所判定委員会事務につきましては、右の欄のとおり養護老人ホーム入所措置要否の判定をするために、入所判定委員会を開催をいたしました。それぞれ20年の4月25日以降、21年の3月23日まで4回開催をさせていただきました。全体で審査件数13件、入所対象13ということでございます。

次に、8ページをご覧ください。入所検討委員会事務の関係でございますが、これは特別養護老人ホームの入所に関しての必要性が高いと認められる者の優先順位を決めるための入所検討委員会の開催でございますが、開催数が月1回の12回、検討件数が185件、入所決定件数88件、取り消し件数66件、入所待機件数が236件で、これは本年の3月31日現在の数字でございました。

下段の障害程度区分認定審査会の方でございますが、これにつきましても年12回開催をさせていただきました。審査件数、変更件数、それぞれのとおりでございます。

次に、9ページの保健衛生費のうち、病院群輪番制病院運営事業でございますが、これにつきましても、例年のとおり実施をしておりますが、実績につきましては、厚生連北信総合病院さん、飯山赤十字病院さんへそれぞれ1,690万7,000円の補助金を交付しております。

次の10ページの公債費の関係ですが、まず広域連合債元金償還の関係ですが、これにつきましては、右の表のとおりでございますが、各5施設の合計が1億5,229万3,310円という額になっております。下段の広域連合債の利子償還の関係ですが、これにつきましても、右の表のとおり5施設の合計が3,242万6,220円でございます。以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長(佐藤正夫君) 続いて、望岳荘施設長。

望岳荘施設長(山田吉廣君) 続きまして、議案第13号 特別養護老人ホーム望岳荘事業についてお願いをしたいと思います。

11ページをお開きをいただきたいと思いますが、事業内容及び成果というところの中で、入退所の状況ということで申し上げますが、入所が28人、退所が24人、そのうちの死亡退所が23人でありました。

次に、13ページをお願いいたします。入所者の状況というようなことで記載がされておりますが、下段にございまして、利用率につきましては97.31%でございました。

次に、14ページをお願いいたします。介護度関係であります。平均介護度が下段にございまして、4.27でございました。

次に、15ページであります。短期の入所の状況を申し上げますが、合計欄の下段2,644人でございます。それから利用率につきましては120.73%でございました。

次に、17ページに主な歳出というようなことでございまして、建物の修繕というようなことで131万1,000円余を歳出してございます。それから修繕、それに備品の購入というようなことで、生活関連としての修繕につきましては、44万2,000円余、それから備品の購入というようなことで、車いす3台、それから電動ベッドが2台、それからPHSの電話機であります。ナースコールに使うものであります。それ1台の更新をそれぞれ歳出をしております。

次に、保健衛生の関係であります。健康管理の検査手数料、あるいは医療機器の修繕、それから医療材料費ということで、それぞれ歳出をしております。

次に、18ページ財政調整基金の積み立てについて記載をしております。5月末残高が4億9,770万円あります。

以上でございます。

(高社寮施設長 挙手)

議長(佐藤正夫君) 続いて、高社寮施設長。

高社寮施設長(外山健一郎君) 続きまして、議案第14号 平成20年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の1ページをお願いいたします。会計名の3番であります。歳入決算額3億764万5,731円、歳出決算額2億9,406万2,849円、歳入歳出差引残額1,358万2,882円の余剰になります。

19ページをお願いいたします。中ほどの表になります。入退所の状況ですが、入所が20名、退所が22名、うち死亡退所が22名でございます。

21ページから23ページをお願いいたします。入所者の状況です。21ページ、市町村別利用状況表の欄外の部分ですが、利用率につきましては97.50%です。

22ページ、介護度別の利用状況表の欄外になりますが、平均介護度につきましては4.12でございます。

23ページ、市町村別短期の利用状況表の欄外であります。短期入所の利用状況につきましては、年間実利用者数は224人、延べ利用者数につきましては2,081人でございます。利用率は95.02%でございます。

次に、主な歳出につきまして、25ページをお願いいたします。中段以降であります。施設の維持及び環境整備を図るため、修繕及び営繕工事をしておりますけれども、主なもので廊下床張替及び屋根の防水工事を実施しました。319万1,087円、これは養護と按分であります。

また利用者の生活関連に関する維持向上を図るため、備品の購入でありますけれども、電動ベッド6台、130万8,995円、それから汚物除去機1台74万5,500円等を購入いたしました。

27ページ、財政調整基金の積立金でございますが、5月31日現在高で5億3,807万4,000円でございます。以上でございます。

続きまして、議案第15号 20年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算状況につきまして、補足説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の1ページをお願いいたします。会計名の4番であります。歳入決算額1億1,695万5,959円、歳出決算額1億921万8,612円、歳入歳出差引額773万7,347円の余剰であります。

29ページをお願いいたします。下の表になります。入退所の状況ですが、入所が3名、退所が5名、うち死亡退所が5名でございます。

30ページから入所者の状況を記載しております。定員は50名です。

31ページ、市町村別利用状況表の欄外、年間実利用者数は49名、延べ利用者数1万6,478人、利用率は90.29%でございます。

次に、主な歳出につきまして、32ページをお願いいたします。施設の維持及び環境整備を図るため、修繕及び営繕の工事しております。主なものは居室改修工事として、2室、2部屋の修繕工事を実施しました。69万3,000円であります。

また、利用者の生活関連に関する維持向上を図るため、備品の購入ですが、主なものはスチームコンベクションオープン1台48万5,417円を購入いたしました。これは厨房の備品でありますので、特養と按分です。

33ページ、財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で5,404万1,000円でございます。

以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(佐藤正夫君) 次に、千曲荘施設長。

千曲荘施設長(町井和夫君) 続きまして、議案第16号 平成20年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の35ページをお願いいたします。特別養護老人ホームの入退所の状況でございますが、入所が9名、退所が7名、死亡退所でございます。

37ページをお願いします。利用状況でございますが、延べ利用人数2万1,484人、利用率につきましては98.1%でございます。

38ページをお願いいたします。平均介護度につきましては4.42でございます。

39ページをお願いいたします。短期入所の利用状況でございますが、延べ利用人数が2,437人、利用率は111.28%でございます。

41ページをお願いいたします。次に、主な歳出でございますが、施設の維持整備を図るために、屋根の防水塗装工事を357万円で、また備品としまして養護と費用按分でスチームコンベクションオープン1台、食器保管庫1台等を購入いたしました。そのほかは記載のとおりでございます。

42ページをお願いいたします。利用者の生活関連の維持向上を図るということで、電動

ベッド5台のほか、車いす等の備品等を購入いたしました。

43ページをお願いいたします。財政調整基金でございますが、5月31日現在高で2億155万8,000円でございます。

続きまして、議案第17号 平成20年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計の決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

主要施策成果説明書45ページをお願いします。養護老人ホームの入退所の状況でございますが、入所が6名、退所が9名、内訳は死亡退所が7名で、残り2名のうち1名はおうちの方へお帰り、1名は入院による退所でございます。

47ページをお願いいたします。利用状況につきましては、延べ利用人数1万7,036人で、利用率につきましては93.35%でございました。

48ページをお願いいたします。主な歳出でございますが、利用者の重度化に対応するため、居室を畳からベッドや車いす等が使用可能に、2部屋を94万5,000円で改修、手すり、換気設備の設置等もあわせて行いました。そのほか特養と按分で備品等を購入いたしました。

49ページをお願いいたします。財政調整基金積立金でございますが、5月31日現在高で3,428万円でございます。

以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(佐藤正夫君) 次に、いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(山岸元春君) 続きまして、議案第18号 平成20年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定に対して、補足の説明を申し上げます。

51ページをお願いいたします。初めに入所者の状況でございますが、入所者、退所者ともに13名でございました。うち死亡退所者も13名でございました。

53ページをお願いいたします。一般利用者の利用でございますが、延べ利用者数につきましては2万5,169人、利用率につきましては98.51%でございました。

54ページをお願いいたします。介護度別利用状況でございますが、平均介護度につきまして4.39でございます。

55ページをお願いいたします。短期入所の利用状況でございますが、延べ利用者数は3,972人、利用率につきまして108.82%でございました。

57ページをお願いいたします。次に、主な事業の歳出でございますが、施設の維持等

を図る中で、21件の小破修繕というふうなことを行っております。また工事の関係でございますが、下水管の接続工事を行っております。備品の関係でございますが、施設の開所より使用をしてきました全自動洗濯機、乾燥機などの更新をいたしております。調理の関係でございますが、スチームコンベクションオーブンの更新を行っております。

利用者の生活関連工事の関係でございますが、同じく備品としまして、電動ベッド5台等それぞれ購入をいたしております。

次に、59ページをお願いいたします。財政調整基金積立金でございますが、5月31日現在高2億2,953万5,000円でございます。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(佐藤正夫君) 次に、菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長(片塩義昭君) それでは続きまして、議案第19号 特別養護老人ホーム菜の花苑事業の決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、61ページをお願いいたします。入退所の状況でありますけれども、入所が7名、退所が9名、すべて死亡退所であります。

62ページから67ページにつきましては、入所者の状況について記載してあります。63ページをお願いいたします。利用状況でありますけれども、延べ利用人員が2万1,534名、利用率が98.33%でございます。

64ページをお願いいたします。介護度別利用状況でありますけれども、平均介護度は4.34でありまして、年々介護度が高くなってきております。

次に、65ページをお願いいたします。短期入所の利用状況では、延べ利用人員が3,738名、利用率は102.41%となっております。

67ページをお願いいたします。主な歳出で下段でありますけれども、建物の修繕のほか、に備品購入といたしまして、汚物除去機1台、これは更新であります。それから生活関連に関する維持向上のためにエアーマット2台、68ページに備品として吸引器2台を整備をいたしております。

続きまして、69ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、平成20年度で730万6,000円を積み立てまして、5月31日現在では2億2,998万9,000円でございます。

以上です。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(佐藤正夫君) 次に、ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長(丸山正光君) 議案第20号 平成20年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の71ページをご覧くださいと思います。入所の状況でありますけれども、入所が9名、退所が10名、皆さん死亡退所でございます。

73ページをお願いいたします。利用状況でありますけれども、延べ利用人数は2万5,070人でありまして、利用率につきましては98.12%であります。

74ページをお願いいたします。平均介護度につきましては4.03であります。

続きまして、75ページをお願いいたします。短期入所の利用状況につきましては、延べ利用人数は2,011人でありまして、利用率は110.19%でございます。

77ページをお願いいたします。主な歳出につきまして説明をいたします。施設の建設の際の起債償還金といたしまして、4,899万3,600円を一般会計に繰り出したいたしました。施設の維持及び環境整備を図るため、建物等の小破修繕等29件であります、129万1,770円。工事関係では、コモンスペースのエアコン設置工事、それから静養室のナースコール増設工事を行っております。備品購入では、ミキサー1台、それからPHSの電話機1台を購入いたしました。

生活関連に関する備品購入では、センサーマット2台を購入いたしております。

続きまして、78ページをお願いいたしたいと思います。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高であります、8,898万3,000円でございます。

以上であります。

(事務局次長 挙手)

議長(佐藤正夫君) 次に、事務局次長。

事務局次長(金井 晃君) 続きまして、議案第21号 平成20年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の79ページをお願いします。広域圏の振興整備事業ということですが、広域活動計画に基づきまして、観光の里づくり事業、それからスポーツの里づくり事業、文化の里づくり事業、80ページにまたがりまして、ふれあいの里づくり事業等を実施してまいりました。

引き続き、議案第22号 平成20年度公平委員会事業特別会計歳入歳出の決算認定につ

いてでございますが、主要施策成果説明書の81ページのとおり、公平委員会を4回開催を
してまいりました。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 以上で、事務局次長並びに各施設長の補足説明を終わります。

28 議案第23号 北信広域連合監査委員の選任の同意について

議長（佐藤正夫君） 日程28 議案第23号 監査委員の選任の同意についてを議題といた
します。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 議案第23号 北信広域連合監査委員の選任の同意について、
ご説明を申し上げます。

本案につきましては、空席となりました監査委員に、山本一二三氏を選任したいので、地
方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、山本一二三氏は本年6月1日に、山ノ内町議会議長に就任されております。

よろしくご審議お願いいたします。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

（散 会） （午前11時12分）

平成21年第2回北信広域連合議会定例会会議録(第2号)

平成21年10月27日(火) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(22名)

1番 江田宏子議員	13番 橋田君子議員
2番 荻原勉議員	14番 武田貞夫議員
3番 大碓多賀男議員	15番 渡辺正男議員
4番 小林喜美治議員	16番 竹内知雄議員
5番 小泉俊一議員	17番 青木豊一議員
6番 渡邊吉晴議員	18番 赤津安正議員
7番 中島毅議員	19番 久保田三代議員
8番 石澤正議員	20番 湯本悦生議員
10番 山岸國廣議員	21番 山本一二三議員
11番 武田典一議員	22番 湯本隆英議員
12番 山崎一郎議員	23番 佐藤正夫議員

欠席議員 次のとおり(1名)

9番 西條豊致議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 小林俊幸 主査 嶋田敏英

事務局次長補佐兼総務係長 保 科 篤 主 査 宮 本 秀 一
保険福祉係長 徳 竹 彰 彦

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	小田切 治 世	幹 事	小 林 広 明
副広域連合長	石 田 正 人	幹 事	苅 和 速 雄
副広域連合長	竹 節 義 孝	幹 事	保 坂 真 一
副広域連合長	芳 川 修 二	事務局次長	金 井 晃
副広域連合長	富 井 俊 雄	望岳荘施設長	山 田 吉 廣
副広域連合長	島 田 茂 樹	高社寮施設長	外 山 健一郎
監 査 委 員	平 野 英 孝	千曲荘施設長	町 井 和 夫
会 計 管 理 者	本 藤 善 明	いで湯の里施設長	山 岸 元 春
幹 事	青 木 正	菜の花苑施設長	片 塩 義 昭
幹 事	今清水 豊 治	ふるさと苑施設長	丸 山 正 光
幹 事	徳 竹 信 治		

(開 議) (午前 10 時 00 分)

(開議に先立ち、小林事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長 (佐藤正夫君) ただいま報告のとおり、出席議員が定数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第 2 号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長 (佐藤正夫君) 日程 1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみ願います。

議案第 1 号 平成 21 年度一般会計補正予算 (第 1 号) について願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（佐藤正夫君） なければ、次に、議案第2号 平成21年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）から議案第6号 平成21年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案について願います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 一つはですね、いわゆる全国的に今大きな問題となっております新型インフルエンザにつきまして、連合長のあいさつの中では、幸い本施設では職員及び利用者において、そうした事例が発生していないという報告があったわけですが、大変結構なことだというふうに思います。同時にまた、今、全体として全国的にも管内でも広がっているわけですが、そうした中における施設利用者、あるいはまた職員の新型インフルエンザの対応について、どのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） それでは青木議員さんからご質問があったわけでありますが、新型インフルエンザの対応について、私からお話を申し上げます。

既にマスコミ等でもいろんな報道がされておりますし、情報もたくさん入ってきておりますが、私どもとしても、施設を抱えておりますものですから、国、県等関係機関からの情報収集をこの間ずっと行ってまいりまして、施設長会議等も随時開催をしまして、マスク等備蓄品の準備、あるいは感染症の防止対策として、それぞれの発生段階別の対応シートの検討と配布等を行いまして、施設に対しても適切な対応をしていただくようお願いをしてきたところであります。

施設内におきましては、感染症対策会議等を開催しまして、マニュアル等によりまして入所者、それから職員の健康管理の徹底や感染予防を図っておる状況でございますが、新型インフルエンザワクチン接種の受託医療機関、これが最近話に出まして、この医療機関の参加申し込みを行いまして、各施設がですね、受領委託の機関となったところでございます。これによりまして、施設の看護師も医療関係者として認められるということで、優先接種者の届け出を行いましてですね、今後、入所者の基礎疾患のある方についても、予防接種が受けられるようにですね、時期はちょっといつになるか、はっきりはしてありませんが、それらの人数を確認の上ですね、県に申請をしてございますので、順次入所者、そしてまたいずれはもちろん職員ということになると思いますが、これは一般の市民もそうでありますが、県の動向等を把握しながら、万全の対応を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 青木議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） なければ、次に、議案第7号 平成21年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）から議案第9号 平成21年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案について願います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 済みません、先ほどのものを含めてあるわけですが、提案説明で連合長からも説明があったわけですが、制度改定に伴いまして、いわゆる利用料の増加があったかというふうに思うわけでありまして、どのようなやはり制度改正に伴って、どれだけの利用者の負担増等があったのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 介護報酬の改定に伴う利用者の負担の関係でございますが、これにつきましてはですね、まだ現在いろいろ集約しておりますが、端的な比較がなかなか難しいところもございますが、この21年の3月とですね、21年の8月の比較をさせていただくとですね、利用者の負担が21年の3月には平均で4万8,170円ということでございました。ちなみに最高額が9万2,907円でございますが、この8月の時点では平均がですね、4万8,494円ということで、324円の平均では増になっております。また8月の最高額は8万5,989円ということで、こちらの方は最高値が6,918円のマイナスということでございますが、それほど大きな差だという状況ではございませんが、端的な比較の点では以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） この施設、いわゆる報酬等の改定でありますので、具体的にどのような改定に伴って、こうした増加が発生したのかをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） お話の点であります。介護報酬が増額改定されれば、当然1割

負担が、利用者の1割負担というのがふえるわけですが、連合長の先ほどのあいさつでもあったと思いますが、全体として2,600万円程度の報酬増が見込めるということでありまして、当然入所者の利用料がですね、それに従って1割分をその報酬アップ、各種加算等がたくさんいろいろございますが、施設分の加算も当然変わってきまして、それによってその1割分がですね、若干上がったということの結果でございます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 青木議員、よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） なければ、次に、議案第10号 平成21年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第11号 平成21年度公平委員会特別会計補正予算（第1号）までの2議案について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） なければ、次に、議案第12号 平成20年度一般会計歳入歳出決算認定について願います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 主要施策でもありますが、申込者に対する介護審査の関係でございますけれども、申込者に対してのいわゆる辞退といいますが、取り消し件数があるわけでありまして、その主な理由について、お伺いしたいというふうに思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 特養老人ホームの入所申し込みの取り消しの状況でございますが、20年度の実績で申し上げますが、取り下げされた方が13名おられますが、この理由につきましては、他の施設に入所された方が9名おられます。これは例えばフランセーズ悠さかえさん、あとその他の施設になります。そのほか在宅の希望が1名、それから圏域外への転出が1名、それから不明2名ということで、合計13名の方が取り下げをしている状況にございました。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私が今お伺いしているのは、主要施策の8ページのいわゆる申し込み取り消し件数が66件あるというふうに記載されていますけれども、ちょっと数字が合わないかと思うんですけども、このことについて改めてお伺いしたいというように思います。

議長（佐藤正夫君） 暫時休憩します。

（休憩） （午前10時11分）

（再開） （午前10時14分）

議長（佐藤正夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 大変失礼しました。申込件数の取り消しの66件の内容ですが、このうち死亡が48件、それから先ほどのお話し申し上げました申し込みの取り消しが13件、それからあと2回お断りをいただいた

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 望岳荘会計の決算書49ページですね、このページでちょっと2点ほどお願いしたいんですが、一般会計の繰出金なんです、繰出金の中の一般会計繰り出しですが、それぞれの会計共通なんですけれども、一般会計に繰り出して、そこから起債の償還元金なんです、その償還に充てているわけなんです、その償還に充てているこの繰出金の差額というのは、それぞれの会計であるわけなんですけれども、一般会計に繰り入れるその償還以外の財源について、それぞれの施設にその基準とかルールがあるのであれば、それを教えていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） お話の件ですが、一般会計への繰出金、これにつきましてはですね、起債償還の関係もありますが、各施設にはここに事務局職員2人分の人件費を含んでおります。ルールというのは、それぞれの起債の返還の部分が当然年次計画で決まっておりますし、そこにプラス職員分の人件費が、その入所者の人数等を計算したものが、そこにプラスされて、それぞれ施設ごとの繰出金が決定をされていくという状況にございますが、特別のルールというお話ではございませんが、それぞれの状況に応じて対応しているつもりでございます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） これも各会計すべてに共通するんですけれども、ちょうど49ページに出ていますので、その需用費の中の食糧費9万7,345円という記載があります。食糧費というのはちょっと私たちは、うちの町の会計には余りないんで、違和感があるんですが、それぞれの会計に出てきますが、どんなふうに使われているのか、ちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 需用費の食糧費の関係ですが、それぞれの施設で持っておりますが、この内容につきましては、それぞれの施設が法で定められている避難訓練、これは2回ほど行っておりますし、敬老祝賀会というのもございます。それから夏祭りですね、こういうイベント時の食糧費として使わせてもらっている内容でございます。若干施設によってももちろん金額が違いますが、そういう状況でございます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） この望岳荘の会計の中で、53ページ、これも各会計共通ですけども、使用料賃貸料の中のエコキュートの借り上げとか、業務委託料とかもそれになるんですが、給湯システムのこの設備することで、それぞれどのような効果が上がっているのか、おわかりでしたらお願いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） エコキュートにつきましてはですね、なかなか聞きなれないところもございますが、空気の熱ですね、お湯を沸かす給湯システムということで、それが最近では灯油の価格の高騰、あるいは環境への配慮のために、平成20年の12月から、それらのシステムを導入したものでございます。これにつきましては、施設の運営、消耗品や備品等も極力経費節減に努めてきましたが、灯油の価格が高騰したというような状況もありましたし、それに対応するものでございますが、現在各施設でですね、どの程度の効果があるかということですが、なかなか灯油の価格もですね、一定しておらず、その成果についてはまだ十分に検証できていない状況ではございますが、引き続きこれについては推移を見ながらですね、結果を出していきたいと思いますが、とりあえずは環境、エコノミーであること、それからエコロジーで二酸化炭素を大幅に縮減できると、それらの利点があるところで進めているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 1年ぐらいたった時点で、ぜひともCO₂削減という目的的には経費節減だけではないということを今説明いただきましたので、そんな点を含めて検証をしていただいて、ぜひ次回には報告いただければというふうに考えます。

それで、同じ53ページなんですけど、これも各会計共通になります。それぞれの施設には嘱託医さんがおられて、非常勤ということなんですけど、望岳荘に関しては480万円ということで、高社寮とか千曲荘の方には養護と兼務というようなことで、高額の方は600万円というような方もおいでになるみたいなんですけど、嘱託医さんの勤務状況をそれぞれお願いしているお医者さんですね、それでそれぞれ施設によって嘱託医報酬というのは若干でこぼがあるんですけど、これはどういうことでそういう金額が違っているのか。それから特別慰

労金というようなことで、嘱託医の特別慰労金というようなことで、支出されている会計もあるんですが、そんな点も含めてちょっとご説明いただきたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） まず勤務の状況ですが、嘱託医の先生にはですね、各施設を週2回ということで契約をお願いしておるということでございます。時間的に言いますと2時間ぐらいだと思いますが、端的に計算しますと、月8回の12カ月で96回程度ということになると思いますが、それから報酬の基準につきましてはですね、昭和47年の厚生省の事務次官通知別表というのがございまして、ここに特別養護老人ホームの非常勤医師の人件費単価というのがあるということで、それに基づいて算出をさせていただきまして、基準額が月額30万円、これにですね、各施設の定員割合により加算をして決定しているということでございまして、望岳荘は月額40万円、いで湯の里35万円、菜の花苑も同額であります。ふるさと苑も35万円、高社寮50万円、千曲荘が45万円というような状況になっております。

それから、特別慰労金の意味でございますが、嘱託医の先生が退職される場合に、勤続年数に6万円を乗じた金額を慰労金としてお支払いをしているということで、高社寮の場合は1年お勤めをいただきましてですね、ためにこの6万円の報償費という、報償という意味でこの慰労金をお支払いしたわけでありまして、養護と按分のために、特養の方から3万5,000円、養護が2万5,000円というふうに分けてございます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 今、ちょっと議案を確認したいんですけども、望岳荘からどこまででしたっけ。

議長（佐藤正夫君） 千曲荘。

15番（渡辺正男君） はい、わかりました。それでは109ページなんですが、養護老人ホーム高社寮の会計歳入歳出決算の中で、歳入歳出の差引額が773万7,347円ということなんですが、前年度の繰越額は74万2,000円ということで、前年と比べると繰越額が多いんですが、基金から410万円の繰り入れがされています。それで実際に773万円繰り越すのであれば、410万円の基金繰り入れは、実際にはしなくてもよかったんじゃないかなあというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） それでは今の点でございますが、施設の介護報酬、この歳入につきましては、請求月から歳入が確認できるまで2カ月間がかかるということございまして、この施設を運用していく資金がですね、一時的に大変厳しい状況になるという現実がございます。特に養護につきましては、現在入所者が満床になっていない等の理由もございましてですね、歳入が安定していないというふうなことで、基金を取り崩しさせていただいているということでございますが、773万円の剰余金につきましてですね、歳出で必要最低限になるように抑えたと思っておりますが、予算の段階でこの773万円の剰余金を予想するというのは、大変難しいということでございますが、一応そのような状況によるものでございます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、もう一つだけ、この議案の中で、成果説明書の中にそれぞれ特別養護老人ホームの入所者の内訳等載っているんですが、市町村別の中でところどころその他という、6市町村でない方が入所されているところが、高社寮とかあるわけなんです、二百数十人かなり並んでおられる中で、その他の市町村の受け入れというのは、どういう理由から受け入れがされているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 今の点についてお答え申し上げます。圏域外から入所する場合はどんなような理由かということでございますが、圏域内に居住されていた方がですね、在宅が困難というようなことで、子供さんや親戚関係ですね、住民票を移すというような場合だとか、そのような事例があると思っておりますが、そのほかの場合では、子供さんがこの圏域内に在住をされておりまして、その親をですね、入所させるというようなことがございます。そのような例がその他に分類をされておりますが、以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） その場合ですね、ほかに二百数十人並んでおられる中で、その優先順位的にどんな扱いなんですかね。大分高くなるとかはないと思うんですけども、どういう考え、一つは違う扱いになるのかを教えてください。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 入所をする場合にですね、入所検討委員会でガイドラインを持っておりまして、それで評価点数というのがございまして、これにつきましては、この圏域に住んでおられる方はもちろん優先されます。点数は高いわけでありまして、圏域外からの場合、その評価は低いのではないかとと思われます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） その件に関しては、例えば圏域内で行き倒れになっている人とか、そのいつき施設に入ってもらって、そしてその後、そのまま入るか、それかそのほかへ行くか、そういうこともあるんですけど、一応圏域内で何か突然の突発事故が起こったときは、割にそういう形で老人ホームの方に入ってくる場合もあります。ですので、すべてがそれで圏域内ということは限られないということです。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） お伺いをしたいと思いますけれども、それぞれ主要成果説明書にもありますように、職員の皆さん方が大変ご苦勞をいただいているわけでありまして、看護職員の方が4人というところが、平均4人になっているわけですが、こういう状況のもとで夜勤の勤務態勢がですね、看護職員が必ずおいでになるのかどうか、そしてまた嘱託・臨時の皆さん方がどのように配置されておやりになっておられるのか、その点についてお伺いしたいことが1点。

それからもう一つは、やはり非常にお年寄りの皆さん方の身体が複雑化してきておりまして、経管栄養は限りなくあるわけですが、当施設における経管栄養の実態についてお伺いしたいというように思います。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 夜勤の関係につきましては、看護師はですね、直接配置しておらず、何かあればということで、自宅での拘束を設けている状況でございますが、介護職員の夜勤につきましては、正規職員、嘱託職員ありますが、21年度状況で申しますと、正規職員につきましては、月に3.77日、嘱託職員についてはこの数字はちょっと正規職員より多くなっており、3.82日ということでございますが、基本的には同一をお願いをしてい

る状況でございます。

それから経管栄養につきましては、医療ケアということで、これは看護師に担当してもらっております。それぞれ施設ごとに申し上げますと、望岳荘につきましては入所者14名の方が経管栄養です。それから高社寮につきましては7名、千曲荘につきましては10名、いで湯の里が5名、菜の花苑が8名、ふるさと苑が10名ということで、合計54名の方が経管栄養ということで、これは高齢者になって、それぞれこういう経管栄養の方もですね、ふえてきているのかなと推定されますが、この辺も看護師の負担増にはなっているのかなという思いではおりますが、以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） いろいろ難しい問題がありますから、ですけれども、今の勤務、いわゆる看護師の皆さん方の人数からいたしまして、夜勤に配置する、常時夜勤に最低1人施設に配置するというふうなことは、かなり困難を伴うものなのかどうか。その辺について、その点を1点と。

もう一つは、やはり正職員と嘱託の皆さん方についてですけれども、フィフティーフィフティーになるのか、若干正職員は多いかというふうに判断ですけれども、その状況についてちょっと、人数についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 先ほどの、最初の看護師を夜勤にというお話でございますが、看護師も日常的に忙しい職務でございますし、こと何かあれば当然施設に呼ばれて対応していただいているところでございますが、それについて常時ということは、今のところは特に考えてはおりませんので、ご理解をお願いします。

それから職員数ですが、正規職員は全体で183名、嘱託職員は90名で、職員現在273名で運営しております。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 看護師の関係は、また一般質問がありますので、そちらにいたしまして、いわゆる私がお伺いしているのは、総体の人数はわかるんですけれども、また施設についてもわかるんですが、夜勤に当たりまして、正職員と嘱託職員がリンクされているというふうに私は判断、思うんですけれども、実際といたしまして、どのような形態で勤務がされ

ているのか。

もう一つは、例えば嘱託職員の皆さんのみでおやりになるというようなケースは全くないのかどうか。その2点についてお伺いします。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 特養の方は夜勤は3名体制でやっていただいています。それが全部嘱託とかですね、全部正規ということではなくて、ミックスされている状況にございます。先ほど回数それぞれ申し上げましたとおり、平均的にやっていただいているという状況で、個々のケースの場合はちょっとかわる場合もあり得ると思うんですが、全員の嘱託ということは余りないというような状況です。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 青木議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） なければ、次に、議案第18号 平成20年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第20号 平成20年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案について願います。質疑ありますか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 決算書の169ページ、繰入金の財政調整基金繰入金、いで湯の里ですが、予算の中で1,440万円繰り入れしなければということになっていたのが、補正がなくて最終的には基金繰り入れはゼロになっていますが、これは実際にこのなぜこういう補正をされなかったのかという理由についてお願いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） もう一度お聞きしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、もう一度質問をお願いします。

15番（渡辺正男君） 予算の中では、予算現額では残っておるわけですね。1,440万円繰り入れすることで。それで最終的に繰り入れはゼロということになったわけなんです。そうになった理由と、途中で補正をしなかった理由についてお願いします。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 当初予算は2,080万円です。それで補正を640万円落とし

て、その結果になっていると思いますが。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいですか。

事務局次長（金井 晃君） 補正を640万円させていただきましたけれども、経費節減をして、なおかつ不要となったという、簡単に言えばそういう理由です。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいですか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 補正をするタイミングがなかったのかなあというような気がするんですが、簡単に1,400万円もここから出てきちゃうというのも不思議な感じがしてあれなんですけれども、とりあえずじゃあそれしか理由がないということであれば結構です。

それで、もう一つはですね、193ページ、決算書です。それからほかの箇所にも出てくるんですが、一般利用者の負担金の中に収入未済が負担金にも滞納ということなんです、ふるさと苑の方に161万円という収入未済がございます。その滞納になる理由ですね、それから何人ぐらいおられて、どういう理由、それから社会福祉法人減免という形で低所得者の減免をとられて、主要施策の方にも説明があるんですが、こういう減免対象者になっている方、それからそうでない方、どんな方がこの滞納という形になっているのか、その事情がわかっただらお願いしたい。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 今の件について申し上げます。ふるさと苑とですね、菜の花苑にこの未済の部分がございまして、まずふるさと苑につきましては、平成18年の7月以降、一般利用者負担金が未納ということで、20年度決算では161万4,285円になりますが、これにつきましては、入所者の家族の方が生活苦というようなことを理由にされて、年金を管理をしております、まとまった現金収入があった場合、入金されるというふうなことで、現在納入をいただけない状況が続いていますが、対応として、施設長に入所者の息子さんのお宅に訪問していただいたりして、その支払いをお願いしているということで、努力はしている最中でございます。

それからもう一つ、菜の花苑には2件ございまして、一つは、野沢温泉村でひとり暮らしをしておった方が入所をされておりましたが、20年5月に亡くなられて、相続できる方が誰もおらなかったということで、農協と郵便局に通帳の残高があったわけですが、相続ができないために、その支払いがしていただけないということで、その通帳がまだ宙に浮いちゃっている状況にございまして、施設長にいろいろ努力はしていただいております。

が、その辺の状況が改善されておりません。これが6万8,628円ございます。

それから、もう1人の方の部分はですね、支払いが実際滞っていましたが、これは21年6月に入金済みということで、この金額の4万9,507円ということでございます。

なかなか実際の部分につきましては、困難なケースがあるかなというふうには感じておりますが、引き続き努力はしていきたいと思えます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいですか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 主要施策の概要の67ページ、菜の花苑なんですが、真ん中辺に生活困窮者に係る社会福祉法人減免といわれるものですが、これを見させていただきますと、市町村の補助がゼロというふうになっていますね。通常市町村と社会福祉法人が一緒になって減免するというふうになっていると思うんですが、ここだけその市町村負担のないのはどういことでしょうか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） この制度につきましてはですね、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度という名称でですね、これにつきまして、市町村の負担がゼロなのはどういうことだというお話ですが、これにつきましてですね、軽減をしたにもかかわらず結果的に助成申請に至らない場合というのがあるそうです。軽減額はですね、利用者負担総額の1%、1%を超えない場合には、助成額がゼロになるというケースが出てまいりまして、これが補助がなくなった理由ということでございます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいですか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） ちょっとわかりずらかったんですが、軽減1%未満という、それはどういことなんですか。利用料の総額の1%ということですか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ちょっと私も勉強不足で、大変申しわけございませんが、軽減率というのは原則100分の25でありまして、福祉年金の受給者は100分の6ということでございますが、対象経費が介護費、食料費、居住費等となっておりますが、市町村への申請額が生じないという場合のケースがあります。先ほどからお話し申し上げていますが、軽

減額が利用者負担総額の1%を超えない場合には割当額がゼロに市町村になるという決まりがあるそうです。これに該当するということですね。よく説明できなくて大変申しわけありません。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） わかりました。施設のじゃあ売り上げという言い方はおかしいけれども、事業総額の中の1%以内の減額総額の場合は、すべてその社会福祉法人等で見ろということの解釈でよろしいんですね。それはそういうことなんですね。

議長（佐藤正夫君） それでは、暫時休憩します。それでは10分間休憩しますので、トイレに行く方はどうぞ。

（休憩） （午前10時52分）

（再開） （午前11時05分）

議長（佐藤正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局次長、答弁をお願いします。

事務局次長（金井 晃君） 失礼をしました。社会福祉法人等による軽減の関係ですが、これにつきましてはですね、軽減対象経費というのがありまして、これはですね、利用している入所者の1割分が利用者の負担額になりますが、その総額の1%を超えないと軽減ができないという、その超えた分につきましては2分の1以内をするということをごさいますて、その軽減額がそれを超えないという状況のあったケースでありましたので、なかなかここでその制度を全部説明するのは大変難しいものですから、詳しいことはまた後でということ、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 本人さんの対象基準1%、14万9,000円の減免なんですけれども、これで1%を超えてないって、どのぐらいの額なのか、ちょっと今考えちゃったんですが、そういうことでよろしいんですね。はい。

それでは、最後にですね、決算書の最後の部分で質問させていただきたいと思いますが、ページは266ページの公有財産、土地及び建物というところですね、千曲荘といで湯の里のみ連合の公有財産ということで記載がされているんですが、ほかのこの事業については、それぞれの市町村の公有財産ということなのかなというふうに思うんですが、どういうことでこういう、連合の公有財産になっているものとそうでないものとが分かれているのか、いろんな事情があったんだと思うんですが、事情についてまた説明していただければと思いま

す。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） それでは、この件につきましてご説明をさせていただきます。公有財産の土地に「千曲荘」と「いで湯の里」しかない理由ということでございますが、これは、それぞれの施設の建設に際し、通常は土地に関しましては、施設を設置した場所の市町村が造成をしていただいて、無償で広域連合に貸与していただくというのが通例であります。が、「千曲荘」、それから「いで湯の里」につきましてはですね、飯山市、山ノ内町さんの諸般の事情というものがあまして、それぞれの自治体からの申し入れによりまして、広域連合が施設建設のために借りる起債にですね、プラス土地造成にかかわる経費も建設費用に含めて起債を受けると、こういうことにしたために、起債は償還が終了するまでの間ですね、土地の名義を「北信広域連合」としているという事情でございます。ちなみに「千曲荘」、これにつきましては今年度で終了しますし、「いで湯の里」につきましては、平成25年が終了年度になるということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） なければ、次に、議案第21号 平成20年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第22号 平成20年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの2議案について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） なければ、次に、議案第23号 監査委員の選任の同意について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤正夫君） ありませんので、以上で、議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

平成21年第2回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答弁者
		議席	氏 名	
1	北信広域連合広域計画の策定について	1 5	渡辺 正男	広域連合長
	「介護職員処遇改善交付金」について			
2	高齢者も職員も安心と希望を持って過ごし働ける北 信広域圏を目指して	1 7	青木 豊一	広域連合長

議長（佐藤正夫君） 日程2 これより一般質問を行います。

なお、質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いします。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

それでは、順位1番、北信広域連合広域計画策定について。介護職員処遇改善交付金について。

15番、渡辺正男議員。

（15番 渡辺正男君 登壇）

15番（渡辺正男君） 改めまして、おはようございます。発言通告書にのっとって一般質問を行いたいと思います。

私は日ごろですね、地元の中学生に卓球を教えていたりするわけなんですけれども、先日、中高の、中学生の新人大会というのがありまして、その試合を応援に行ってきたわけですが、試合が終わったあと、勝った側からですね、山ノ内中学の生徒なんですけど、相手に対して握手を求めたんですが、それが手を振って断られるという瞬間ありまして、上で見ていますと、応援してて、どうしたことだろうなと思って、気持ちよく勝った方も負けた方もあいさつしてもらおうというのが普通なんですけど、これがインフルエンザ対策ということで、バレーボールやいろんなスポーツ通じて、この新型インフルエンザの感染が広がっているというようなこともありまして、そういった指導になっていると思うんですが、試合が終わったあと握手もしないというようなね、そういうのが大変私もびっくりしたわけなんですけど、それだけ学

校や地域に新型インフルエンザが広がってきているということなのかなというふうに改めて思いました。

そんな中で、やはりワクチン等ですね、優先的に接種を受けたり、感染が本当に広がるのが心配される、特別養護老人ホームや養護老人ホームを運営している広域連合でありますので、万全な体制で運営をしていただきたいなあというふうに思います。そんなことを前段で申し上げまして、通告書を読み上げて、質問させていただきたいと思います。

1番の大きなテーマですが、北信広域連合広域計画策定について。

まず、(1)番として、策定のスケジュールについてお願いしようと思います。

(2)番目として、基本計画審議会委員の選定について、選定はどのように行われたかをお願いしたいと思います。

(3)として、今後新たにこの課題となるものについてお願いしようと思います。

(4)番としまして、特別養護老人ホームの設置管理及び運営について、計画の中でどう位置づけるか。

(5)番、広域的なスポーツ文化施設の設置、これを計画の中でどう位置づけるか。

大きな2番目としまして、国の方の緊急の対策として、介護、時限措置でありますけれども、介護職員処遇改善交付金、これが事業として行われているわけですがけれども、10月から始まっています。この処遇改善交付金について、活用する考えはあるかないか、これについてお願いしたいと思います。

なお、再質問については、自席で行いたいと思います。

議長(佐藤正夫君) 小田切広域連合長。

(広域連合長 小田切治世君 登壇)

広域連合長(小田切治世君) おはようございます。どうもご苦労さまでございます。ただいまの渡辺議員の質問にお答えいたします。

広域計画は地方自治法第291条の7の規定により、広域連合が策定を義務づけられているもので、現行の第2次広域計画は平成21年度までが計画期間となっていることから、今年度中に新たな広域計画を策定していきたいと考えています。

今後の予定といたしましては、11月に北信広域連合基本計画審議会へ計画案を諮問し、審議、答申をいただいた後、地方自治法の規定に基づき来年2月の広域連合議会定例会へ議案として提案させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

また、広域計画策定に当たり、新たな課題になるものにつきましては、特別に項目は設け

ない予定であります。現状をよく分析、検証した上で、必要な事務事業を選択し、より効果的に実施していくための計画づくりを進めていく考えであります。

特別養護老人ホームに加え、養護老人ホームの管理運営等につきましては、当広域連合の主要事業であり、高齢者福祉並びに介護サービスの充実を目指して、今後もしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

施策としましては、時代と地域のニーズにあった施設の健全な運営を図るため、平成19年度に組織した広域保健福祉推進委員会を中心に、必要な調査研究を進め、利用者の快適性、利便性の向上に努めることとしております。

広域的な文化スポーツ施設の設置につきましては、広域連合の調査研究事務に位置づけられているものであります。これまでの県営規模の施設の受け入れに際して、市町村との連絡調整を図ることを主な目的として取り組んでまいりました。広域的な施設の設置に関しましては厳しい財政状況の折、組織6市町村が足並みをそろえ、市町村負担により新たな施設を設置することは困難であると考えております。

広域計画の策定スケジュール、基本計画審議会委員の選定につきましては、事務局次長から説明させます。

次に、介護職員処遇改善交付金についてであります。この事業は本年度、国の経済危機対策の一環として、介護職員の他職種との賃金格差を縮め、介護が雇用の場としてさらに成長していくことを目的に創設された事業であり、都道府県が基金を設置して、介護職員の処遇改善に取り組む事業所へ資金の交付を行うものであります。

この交付金の活用につきましては、当連合の介護職員の給与等の賃金水準が、全国及び近隣の類似民間事業所と比較しても平均以上であること。本年の人事院勧告ではマイナス勧告となっており、民間との賃金水準に対して配慮する必要があること。介護職員以外を対象にならないこと。交付金事業終了後の後年度負担が懸念されること。また、政権交代があったことから、現在の施策が今後どのようなようになるか不透明であり、動向を注視しながら対応を検討していく必要があることなど、軽々には活用することはできないと考えており、平成21年度は実施することは考えておりませんが、平成22年度以降の活用に向けて、現在検討しているところであります。

なお、当連合職員の処遇改善につきましては、従前から進めており、特に嘱託・臨時職員について介護報酬改定の減額等にかかわらず、他の広域連合や近隣事業所の実態、財政状況等を勘案しながら、改善に努めてきたところであります。今後とも介護福祉士など有資格者

の処遇改善等、優秀な人材確保や組織の活性化を図るために、適正な処遇に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 広域連合長の答弁に補足して答弁を申し上げます。

北信広域連合広域計画の策定スケジュールにつきましては、現行の第2次広域計画の期間が平成17年度から平成21年度までの5年間を対象としておりまして、今年度中に次期広域計画を策定することとしております。既に市町村の企画担当者等会議、広域連合の幹事会、正副連合長会議などにおきまして、計画案の検討を進めてきております。

次に、基本計画審議会委員の選定について申し上げます。当広域連合が策定する広域計画の諮問機関として、北信広域連合基本計画審議会というのがございますが、審議会委員につきましては、審議会条例第2条の規定によりまして、当広域連合を組織する市町村の議会議員、住民並びに識見者のうちから広域連合長が30人以内で委嘱することとされております。審議会委員につきましては、組織市町村及び組織市町村議会からそれぞれ区長会、観光協会、広域連合議会議員以外の議員さんなど、皆様をお願いをしまして、総勢29名の委員さんをご推薦いただいているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

初日にですね、全協ですが、当広域連合規約の改正というか、変更ですね、変更案というものが示されているわけなんですけど、この規約改正案、変更案について、かなりこの広域計画の策定に当然影響してくるのかなっていう気がするんですけど、その規約変更、説明の中でふるさと市町村圏計画の廃止というような話もあったかと思うんですけど、その今回のその規約変更について、それからまた市町村圏計画の廃止というものについて、またこの規約変更をする理由というか、意図ですね、この辺と今回の計画策定のかかわりについて、説明いただければと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 渡辺議員さんからお話しございました件について答弁をします。

今回、規約の改正、それから広域計画、それは連動している部分が当然ございますが、ふ

るさと市町村圏のこの要綱が廃止されるというお話は、議会初日に連合長から申し上げたと思いますが、ふるさと市町村圏というこの表記ですね、この根拠が基本的になくなってしまったということによりまして、残しておいても、これは法的には特に問題はないと思いますが、これまで取り組んできたこととですね、混同されてしまうことがないように、構成市町村の意向を踏まえて、規約を変更しようということで、この間に、規約に定めている連合の処理事務だとかありますけれども、それを検証して、あわせて所要の改正を行うことが適正であるという判断のもとに、この間、市町村の皆さんとも検討いただいたところでございますが、その規約につきましては、またそれぞれの市町村で12月議会をお願いをする予定にしておりますし、また、この広域計画の中にもですね、それらを行いながらこれから審議委員さんに検討をいただいて、2月の連合の議会にお諮りをしたいという予定にしております。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） このふるさと市町村圏計画というのは、その計画自体がもうないものというふうに考えてよろしいんですか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） ふるさと市町村圏計画ということでございますが、これは圏域の将来図、これを達成するために必要な施策を従来取りまとめてきたものであります。この内容につきまして、構成市町村の基本構想とか、基本計画、実施計画を集約してきたものであります。これを作成してきた背景には、国の要綱を踏まえた財政支援等があったわけがありますけれども、構成市町村の皆様からですね、今後は時間と費用をかけて、このふるさと市町村圏計画を策定するのは、特に必要がないのではないかとのご判断をいただいております。

それでは、広域の将来像をどこで計画するのかということになっていくのかと思いますけれども、これにつきましては、連合長も申し上げておりますが、自治法で規定を定めている、この広域計画の中に盛り込んでいきたいという考えでありまして、国の要綱によるとですね、あくまで行政指導により策定するものでありまして、自治法に根拠を置くその広域計画の中で、将来像を描くことが適しているというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 国の要綱が変わったということというようにご説明ありました。ふるさと市町村圏計画というのは、平成22年まで生きているのかなあと思っていたんですが、今後の関係で言いますと、自治法で規定された広域計画の方で、これからの将来については位置づけるということだと思いますが、前回のこの広域計画というのは、私これ今持っているんですが、ふるさと市町村圏計画の方の厚さからすると、こんなもんですよね。ほとんどその計画に書き出してあるその処理すべき事務と、それから調査研究すべきことについて、項目ごとにただ書かれているだけってというような感じがするんですが、先ほどの説明ですと、将来、この広域の将来を示すそういった計画、ふるさと市町村圏計画がそういう形で実態がないような形になる中で、この広域計画がそういう計画になっていくということだとすれば、大変重要なこの計画の策定になるのではないかというふうに思うわけですが、先ほど委員の選定ですね、推薦ですか、これ公募の方というのは特別選ばれなかったですか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 先ほどの現在の計画の話をちょっと補足させていただきますが、現在の計画の期間満了は平成22年度でございます、その後は新たな計画は策定しないという予定にしております、先ほどもお話ししましたように、この圏域の振興にかかわる基本理念は広域計画の中で定めていきたいということでお願いします。

それから、審議委員さんの公募ということでございますが、公募というのは特に考えておりません、それぞれの市町村へお願いし、選出いただいて、ご報告いただいたという状況でございます。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 規約の変更については、恐らくそれが大きく関係していて、こういう改正案になっているんだというふうに思いますけれども、初日に示された変更規約というのは、見え消しになっていなくて、当日ちょっと質問する機会がなかったんであれなんです、現行の規約と比べますと、随分大きく変わっているなあと感じがいたしました。

それで、正解であればこの処理する事務というのは、ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要なという形で、ふるさと市町村圏計画をもとにしてなっているというふうに理解をしているんですが、今回この規約の改正の中では、そのふるさと市町村圏計画に基づく、そういう表現が、北信地域の振興整備の基本方針に基づく事業の実施というふうに変わっているんですが、この北信地域の振興整備の基本方針というのは、どこに規

定がされている、ということなんですか。これから規定するその広域計画の中で規定するものなんですか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 変更後の地域の振興整備の基本方針、この内容でございますが、これは市町村圏計画に入っていたものでございまして、圏域の将来像として、今後は連合議会の承認を得て、広域計画にうたっていくという考えであり、これにつきましては、県の総合計画との整合をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） そういうことであれば、大変大事な広域計画になるというふうに、そういうふうに思って理解していいですよ。それで、今回のその基本計画の審議会委員さんなんですが、識者とか、有識者や住民の方も含めて29人というようなことでありましたけれども、ほとんど肩書のある人というか、議論についてもですね、いろんなさまざまな意見がこう交わされて、練り上げられていく、そういう審議会になってほしいとは思いますが、先ほどの規約改正案も見させていただきますと、恐らくこれに基づいた、そういう諮問案ですね、そういうふうになっていくのかなと思いますし、規約の方が先行というんでしょうかね、そういうふうに12月の議会でオーケーというふうな形になれば、ほとんどそれに基づいた広域計画しかでき上がっていかないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これは審議会の方で自由闊達にいろんな意見を出していただきながら、そういう問題意識を持った人たちも公募で入っていただく中で、そうした中でこう、それを組み立てていく中で圏域のその将来像、そういうものを描いていく、それに基づいた規約に改正していく、これが本来順番ではないかなというふうに思うんです。これだと恐らく委員さんたちは、たたき台示されて、ああそうかい、そうかいというふうに行っちゃうんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺どうですかね。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 今の渡辺議員さんのお話の件でございますが、私ども今回規約の改正、それから広域計画の件、この間やってきた中で、全体の姿勢を後退させようというようなつもりは毛頭ございませんでして、それぞれの検証の中で、今までの取り組み、歴史等を振り返りながらですね、集中、選択というような形で進められてきております。ご心配の点につきましては、私どもこの審議会委員の皆様を招集する中でですね、私どもの思

いもきちっとお伝えしながら、よりよい広域計画をつくってですね、それを指針にして、これから進めていくという気持ちを十分に持っておりますので、その点はですね、努力をしていきたいというふうに思っております。よろしくご理解をお願いします。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 後退させないということでは期待をしたいですが、先ほどこの広域計画の中で、新たに課題となるものとはいうところで、連合長に答弁いただきましたけれども、時代が変わったりいろいろしても、新たな項目は設けないというふうに、先ほど答弁あったというふうに思います。時代が変わればいろんなこと出てくると思うんですが、その一方でですね、その規約から想像しますと、広域的なスポーツ文化施設の設置、相互利用というような部分が、その他必要とする事業みたいなところに入れちゃって、文言としては削除という形になるもんでね、それで私はこれ今まで一体どういう研究、調査、検討してきたのかっていうことが、すごく疑問があるんですね。木曽広域なんか行きますと、木曽の文化公園というのがありまして、宿泊施設も食堂も、また会議、それから会館というような、その周りに広い公園があるというような、これは広域連合で運営している共同設置の実例でございますけれども、困難だという一言でいいのかなあという感じで、ずっとこの計画の中で、広域計画の中でもふるさと市町村圏計画の中でも、この課題については強調してきたと思うんですね。その割に新たな財政負担というのは、設置は困難であるという、その一言で終わりということで、文言を削除なんですけど、これは基本計画の審議委員さんたちの意見の中でね、そういうふうに削除されていくのであれば、問題ないと思うんですが、一体今までどんな検討をしてきて、どういうふうに結論を出して、審議会に諮られる前にね、こういう形でこの項目については見直しで文言削除で、この全体まとめて必要な事務に入れちゃいましたっていうね、そのあたりなんですけど、その辺についてですね、後退はしないようにというお話でしたが、どうもそういうふうに思えないので、説明をお願いしたい。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 広域的な文化スポーツ施設の設置にかかわる部分で、姿勢が後退したんではないかというお話でございますが、これにつきましても、私も検証する中で、各市町村の財政状況等を勘案をしたり、こういう施設が将来いつも見込まれるものではないかというような、その辺の部分につきましてですね、経過や現状、あるいは今後のことを考えてまして、費用負担等々ですね、いろいろ検討する中で、広域的に全体としてこの設置ということは、なかなかなじまないのではないかというようなご意見も市町村の皆

さんからですね、検証の中でいただきまして、これについては調査研究というところに含みながら、調査研究はしていくということでございますが、そのような事情でございます。

木曽広域連合のというようなお話もございましたが、木曽広域連合はどちらかということ、人口的には小さい町村の集まりで、皆さんがですね、共同して文化施設をつくるのは、文化公園でしたか、すばらしい取り組みだというふうに思いますが、私どもの事情とはちょっと違うのかなという思いですが、そんなことでございますので、ご理解をお願いいたします。

いずれにしてもですね、今後こういうものをどうしても設置する必要があるということであれば、また当然研究もしていかなきゃいけないし、その辺はまた審議会の中でご意見等も聞きながら考えていきたいとは思いますが、現在のところ検証したような結果になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは広域計画の中で、もう1点お願いしたいんですが、特別養護老人ホームの設置管理及び運営についての位置づけなんですけど、平成18年か19年だったと思うんですが、保健福祉の方策検討委員会で諮問されて、答申が出されておると思っています。老人施設の今後について、その答申の中身と、それが答申を受けて、それに対する対応というのはどういうふうになっているのか、お願いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 広域保健福祉計画の関係でございますが、広域保健福祉推進方策研究会というのを、これは18年に立ち上げまして、その中ではですね、特別養護老人ホーム、あるいは養護老人ホームの将来的な管理運営のあり方について鋭意検討をして、幾つかの方向、民営化に向かったの取り組みとか、施設の待機者の解消の方向として、今後民間の施設を誘致したり、あるいは在宅サービス等の充実をしたりというような課題を持ちながら、それは翌年、保健福祉推進委員会という、研究から今度は推進していくということで、その中には市町村の皆さんにメンバーになっていただいて、検討をしてきたという状況にございますが、この中で今後この連合が抱える施設をどのようにしていくのかというようなことですね、他の広域連合等の実態等も研究しながら、今後のあり方の研究等をしてきたという状況でございます。

全体の財政のシミュレーションを考えて、民営化が可能なのか、その場合、施設としてどのような形でやっていけるのかというようなことも研究されたということではありますが、その中でなかなか今すぐに民営化という方針をですね、突き進んでいくのは非常に厳しいので

はないかということで、現在のところは民営化につきましては、方向はあきらめているということではなくて、当面見合わせているという状況であります。

それから基本的には、連合としては施設的にはですね、新たな事業展開は特に今のところは考えていませんが、今後どうしていくのかということを経営して検討してきておりまして、今後につきましても、今年度になりまして広域保健福祉推進委員会を1回開催させていただきましたが、養護老人ホームをどうしていくのか、あるいは現在250名を超える待機者の方がおいでになります、その方々をどうしていくのかということが今後の課題にもなっていると思いますし、市町村の皆さんともですね、これから推進委員会の中で将来の対応策を鋭意検討していきたいというふうに考えておりまして、まだ具体的にこれだという方向は、足踏み状態のような状況にあるかもしれませんが、その辺は引き続き継続して検討研究して、方向を導き出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 方策検討委員会の答申を受けて、推進委員会を立ち上げて構想の会議をやったということなんですが、もう推進委員会のメンバーはどんな方々ですか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 推進委員会のメンバーは、各市町村の保健福祉担当課長の皆さんであり、我々と市町村とですね、当然これは相談し、協議し、勉強しながら進めなければどうにもならない課題でありますので、メンバーとしてはそのような各市町村の保健福祉担当の責任者の方々にお願いをしている状況です。以上です。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それぞれの市町村の担当者の皆さんだけということでは、推進というのは難しいんだなあというような感じがします。それでですね、この老人福祉施設の将来のありようについて、問題意識を持っていただいて、前に進めていただいているということなのであれなんですが、ただ、民営については見合わせるというようなことであつたんですが、フランセーズ悠さかえができ上がりました、何年かたつんですが、この民設ですかね、こういう新しい形で栄村についてはそういうわけなんですが、この系の、その検証ですよ、どういう効果が上がってどうなのかっていうことが、検証が必要じゃないかと思うんですね、民営化を考えていく中で。

私は民営化がいいと考えませんが、その中でですね、先ほど250人待機者がおら

れて、先ほどの議案質疑でも、待ちながら48人の方が亡くなられているという状況の中で、やはり新しい事業展開はしないというような話もありましたが、やれることはやらなきゃいけないのではないかとこのように私は考えるわけでありまして。

それで、フランセーズ悠さかえのこれを検証することが必要だなあというふうに思うわけで、そこでちょっとお聞きしたいんですが、フランセーズ悠さかえの待機者、これは何名おられて、管内の入所者の割合がどのくらいで、またホテルコストの減額の補助金のバックをしてもらっていると思うんですが、これがこれまでの累計、その民設での活動のケースですけども、その効果をね、現時点ではどういうふうに分析されているかをお願いします。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） フランセーズ悠さんの実態を検証せよというお話であります、まず議員さんお話のように、フランセーズ悠さんは、平成18年11月1日に開所をし、当時420プラス70でこの圏域の整備目標、計画をですね、埋めてもらうために、民設民営ということで、プロポーザル方式により博悠会に決定をし、連合としてもですね、補助金1億3,723万7,000円を交付して、現在に至っておりますが、協定書等ですね、圏域の方を優先的に施設入所をお願いするという、あるいは食材等の調達につきましては、地元優先を図ってほしいとかですね、そういうことのために定期的に情報交換を行ってですね、チェックをしながらお願いしているところですが、負担の軽減につきましては、議員さんご承知のように、圏域からの入所者1人当たり毎月5,200円を軽減していただいているという状況でございます。

現在、この圏域から入所者がですね、全体70名定員のうち、直近の9月で申しますと58名の方が入所をされておまして、圏内ではその他プラス3名の方がおまして、それで61になりますが、あと残り9名が県外から入所されている方でございます。いずれにしても優先的にですね、私ども圏域の方の入所をいただいております。

それから、待機者につきましては、この圏域全体でこの9月現在で35名、その他管外では15名の方がおられまして、合わせて50名の方が待機されておるということでございます。

その軽減の今までの累計額というのが、ちょっと手元に資料がございませんが、いずれにしても当初から対応していただいております。また、私ども先月、懇談会をさせていただいて、実態等もお聞きをする中で、全体として運営は今うまくいっているのかなという印象を持ちましたし、また施設長以下職員の皆さんも大変印象がよかったところがありますし、

またその実際の運営内容等も、私ども広域連合としても学ぶ点があるのかなあとということもありますが、その辺の検証につきましては、引き続き財政全体ですね、運営状況等も私どもで把握をしながら、私ども補助金を出しているという立場もございますので、いろいろな面でまた協力をお願いしていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 私どもの管内で35名並んでおられる方で、それ以外に12名の方が入所されているというようなことで、優先してもらっているのかなあと、ちょっと若干不安になる面もあるんですが、いずれにしましても、将来のあり方については、この経営については参考になると思えますし、社会福祉法人からしますと、土地を無償で提供してもらって建設するものというのは、単純にその経営はすごく楽ではないかなあとというふう感じております。ぜひとも検証については、今後も引き続きお願いしたいと思えますし、管内の待機者優先という部分は、しっかりと指導をしていっていただきたいなあとというふうに思えます。

それでは、2の介護職員の処遇改善についてちょっとお聞きしたいと思えますが、この特養の介護職員さんについて、国の方の基準では何%の処遇改善というふうになっているんでしょうか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） パーセントという形はとっておらないと思うんですが、1人当たりにして1万5,000円程度を予定しており、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成制度ということでございます。

議長（佐藤正夫君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） <ナすチ 戟A、介種改咀緬感処遇改 パーザ へ指棕優先 が

というようなことは、今まで試算をされたでしょうかね。もし試算されていないようでしたら、今後ぜひとも検討していただきたいと思いますし、介護で働く皆さんが、働きがいがある、その入所の時代がちゃんと来る、そういったために改善が図られているわけなんです。皆さん介護で働いて…。

議長（佐藤正夫君） 渡辺議員、時間になりましたので。

15番（渡辺正男君） 済みません、その件についてじゃあ説明をしていただいて、終わりにしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 処遇の改善案につきましては、当然事務局として方向づけをするという段階で、細かい計算、計画をさせていただいてございますが、それについて具体的にですね、どこをどの程度というお話をまだする段階ではございませんが、当然そういう計画は持って臨んでいる状況でございます。今後につきましては、冒頭連合長が申しあげましたように、前向きに取り組んでいくという方向でありますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 以上をもちまして、渡辺正男議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

（休憩） （午前11時59分）

（再開） （午後1時00分）

議長（佐藤正夫君） 休憩前に引き続いて、会議を再開します。

改めて申し上げますが、質問及び答弁は簡潔に、明瞭をお願いします。

一般質問を続けます。順位2番、高齢者も職員も安心と希望を持って過ごし働ける北信広域圏を目指して。

17番、青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 青木豊一でございます。

さきの総選挙は財界と軍事同盟中心の二つの政治悪を進めた自民党政治の崩壊過程が始まり、また国民が下した審判は、自公政治ノーではなく、民主党イエスの審判とは、自民党の政治ノーで民主党イエスの審判とは言えません。よって、国民自身がどういう新しい政治を探求するかの本格的な到来を迎えたといえるのではないのでしょうか。よって、地方政治や議会が国民の立場をしっかりと踏まえ、新しい地域と日本のため、よいことには協力し、悪いこ

とにはストップをかける、協働と協力が求められるのではないのでしょうか。

以下、通告に基づきまして、高齢者も職員も安心して希望を持って過ごし働ける広域圏を目指して、3点について質問をいたします。

1点、特別養護老人ホームの施設運営についてです。今後広域計画を策定されますが、特別養護老人ホームの施設運営と新改築の今後についてどうお考えでしょうか。

2点、介護認定基準の見直しと入所判定についてであります。

本年度から介護認定基準の見直しが行われました。北信広域圏の実態及び対応はどうなっているのでしょうか。

入所順位決定辞退者があります。その理由と対応を伺います。

早期入所を希望されながら、待機を余儀なくされる方の中に、早期入所が可能な人がいるのではないかと思います。いかがでしょうか。

3点、介護職員体制の対応について伺います。

雇用は正職員が当たり前だ、雇用の本来の姿であります。本連合の介護職場の実態は、正職員が後退傾向にあります。理由と今後について伺います。

これまでも管内の介護現場での嘱託職員の待遇改善は図られてまいりましたが、同一労働同一賃金の面からは大きな格差があります。もちろん全職員の正職員化を求めつつ、喫緊の課題として、嘱託職員の待遇改善を求めます。

嘱託職員の雇用年数が短期の理由をどのようにお考えでしょうか。

介護職員の正職員及び嘱託職員の平均給与、各種手当を伺い、最初の質問といたします。

以上であります。

議長（佐藤正夫君） 小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） ただいまの青木議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、特別養護老人ホームの施設運営の項目についてであります。平成18年度の広域保健福祉推進方策研究会及び翌年度の保健福祉推進委員会の検討結果を踏まえて、現在内部で継続して検討を行っているところであります。施設の民営化につきましては、2月議会でお答えしたとおり、まだまだ民営化への環境が整ったとは言いがたいと思われるので、継続して検討していきたいと考えております。

また、入所待機者につきましては、9月30日現在256名の方がおります。また、長野県第4期介護保険事業支援計画では、北信圏域の介護老人福祉施設の定員は490人で、必

要数は確保されている状況ですが、今後第5期介護保険事業支援計画を見据えて、施設の老朽化や時代のニーズを考慮して、構成市町村とも調整しながら、施設の改築時に増床等を検討していきたいと考えております。

次に、介護認定制度についてであります。平成21年4月から要介護者認定基準の見直しが行われました。広域連合は共同処理事務として介護認定審査会を設置しております。審査会におきましては、円滑適正な審査判定が行われるよう、審査会運営に努めていきたいと考えております。

次に、職員体制の改善についてであります。安定的な施設運営のためには、ある程度の嘱託化は必要と考えておりますが、相当の嘱託化が進んでいる状況であること。施設サービスの低下を招かぬよう配慮する必要があることから、これらの状況を見ながらまた穏やかな嘱託化がよいのではないかと考えております。

次に、嘱託職員の待遇改善につきましては、渡辺議員にお答えしたとおりであります。

介護認定基準の見直しと入所判定の状況など、事務局次長からお答えいたします。

以上でございます。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 広域連合長の答弁に補足して答弁を申し上げます。

初めに、介護認定基準の見直しと入所判定につきましては、要介護者認定状態区分が軽度に変更したのではないかと利用者の不安を解消するため、国は実施期間中、要介護認定等の従前の要介護状態区分等に基づくことができる経過措置を設けてきました。

また、国より4月1日以降の新規申請者で、非該当者並びに本人の認識よりも軽度に判定されたと申し出た方に対しまして、再申請、区分変更申請を勧奨するよという通知もございまして、各保険者で現在対応していただいている状況であります。

要介護認定者の判定等につきましては、4月1日から9月30日までの更新申請者1,344名で、経過措置を希望された方が1,094名でありました。経過措置対応となり、従前の介護度をつけた方が313名、このうち前回介護度より軽く判定されたために、もとの介護度に戻された方が246名でありました。

次に、特養の入所判定についてであります。本年2月議会においても同様の答弁を申し上げましたが、本広域連合では平成15年度から特別養護老人ホーム入所検討委員会を設置して、県が示しました入所ガイドラインというものがありますが、これに沿った介護度や在宅サービス利用率等の個別評価項目と、入所申込書の記載内容等から、家庭での状況を勘案

する総合評価項目によりまして、入所希望者の優先順位を決定してきております。このようにして、決まりました点数により、名簿を作成し、特養に空きができ次第、名簿上位者から入所の案内をさせていただいているところでございます。

次に、入所順位の決定後、辞退者が発生しているという理由につきましては、申請時に6施設すべてを入所希望された方の場合ですね、いざ入所となったときに、自宅から距離が遠い等の理由で辞退される場合、病院に入院されていてですね、施設入所ができない場合等がございます。辞退者はちなみに平成21年度につきましては、現在まで3名でありました。

次に、職員体制等の改善についてありますが、まず正規職員の嘱託化につきましては、平成18年度の広域保健福祉推進方策研究会の研究報告を受けまして、段階的な民間への施設移管を視野に入れながら、正規職員率の引き下げ等経営改善を図っていくこととしまして、これまで定年退職不補充を原則にしまして、正規職員の採用抑制に努め、順次正規職員率を引き下げてきたところであります。また、入所者の重度化、認知症対策等、施設サービス需要も変化をしてきておりまして、それに対応するための嘱託職員での加配も行ってきました。正規職員の率は平成19年度以降7割を切ってきている状況でございます。

次に、嘱託職員の勤続年数が短期間になっている理由につきましては、これはプライバシーの問題等もあり、特に調査はしておりませんが、把握する範囲では、家庭の事情、それから正規職員・社員として別の職に移っていく、移行していくこと等をお聞きしております。

次に、介護職員、嘱託職員の平均給料、報酬、各種手当及び平均給与等の比較につきましては、介護職員における平成21年度4月1日現在の状況でお答えをさせていただきます。正規職員の平均給料月額が24万2111円、嘱託職員の平均報酬月額が15万4,366円です。各種手当につきましては、正規職員は期末・勤勉手当、年間4.5月分で、平均しまして108万949円でございます。その他手当につきましては扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、夜勤手当に当たる深夜の割り増し等がございます。嘱託職員につきましては、正規職員の期末・勤勉手当に当たります割り増し報酬として、年間2.0月分、これは平均しまして30万8,732円、夜勤手当として1回当たり4,200円、それから通勤手当、これも月平均しまして3,294円です。なお、正規職員の標準的な年間の平均給与でございますが、これは給料に期末・勤勉手当、夜勤手当、プラス共済を合わせまして、約491万1,000円、嘱託職員の標準的な年間平均報酬等につきましては、約267万8,000円です。勤続年数が多くなるほど正規職員との関係で給与面の差が大きくなる傾向にありますが、現在では嘱託職員にも勤続年数に応じて昇給制度を

導入しております、その点に関しても配慮しておる状況であります。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 青木議員、よろしいですか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 3点の が、囑託での雇用年数の短期の理由がお答えいただけてない。

事務局次長（金井 晃君） この問題につきましてはですね、プライバシー等の問題もあるんですというところで、先ほどお答えをさせていただきました。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 最初に、運営についてお伺いしたいと思いますが、先ほどの連合長のお答えでは、いわゆるこの民営化について、そういう現況にないということでもありますけれども、一方、先ほど渡辺議員の質問に対して、まだ、いや民営化については見合わせをすると、こういうお答えになっているわけでありまして。もちろん私はこの民営化ではなくて、連合が責任を持ってこの福祉行政を行うべきだというふうに考えますけれども、改めてこの点についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 先ほども答弁で申したとおり、民営化という、そういう状況が整ってないもので、もうしばらくはこのまま広域で行くんじゃないかと思っております。当然256名の待機者がいるわけですから、本来は民営で行ってもらっても、民営の施設が来てももらっても結構なわけですが、なかなか今そういう時代ではなさそうなもので、そういうお話は今のところございません。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） ということは、基本的には現状では民営化ということではなくて進めていくというふうに判断してよろしいですね。

議長（佐藤正夫君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 今のところは、そういうところでございます。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） いずれにいたしましても、本来行政が行うべきこうした福祉政策をですね、いわゆる小泉改革の小さな政府と、こういう名によるこの民営化路線というものは、基本的には今度の総選挙を通じて国民が厳しい審判を下したところであります。ぜひ民営化路線に走らないように続けていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

続きまして、施設についてであります。先ほどお答えがありましたように、待機者が256人、そしてまた、さかえの方で58名、合わせると300名を超えるかというふうに思うんですけども、済みません、さかえ36名ですから、300名に限りなく近づいているというのが実態かと思えます。こうした状況のもとで、このぜひ施設について、先ほどのお答えでは改築時に増築というお話がありましたけれども、同時にやはりこの現状は、私はやはり一刻も早く解決しなきゃならない問題だというふうに思います。

先ほども質疑でお伺いしたように、待機者の88名のうちの七十数%がそのみずからの申し込み意思に反して命をたたくしかない、こういう現状をさらにやはり拡大する危険性があるわけでありまして。また同時に、今日の状況を見ますと昭和22年、この当時は特殊出生率が4.数%、それが10年後には2%台になり、そして今日1%台に後退しています。この団塊世代がこの高齢化にさしかかったという、このときにいかにしてこうした犠牲といってもいいような状況をなくすかどうか、ここはやはり行政として極めて重要問題だと思えますが、こういう点からいたしましても、増床はもちろんのこと、増設を含めてぜひご検討いただきたいと思えますが、改めてお考えをお伺いしたいと思えます。

議長（佐藤正夫君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 青木議員の言われるとおりだと思います。我々も喫緊の課題として、これはぜひ取り上げていきたいと、そう思っております。しかしです、その先ほど66人亡くなられたうちの四十何人亡くなられたわけですけど、それがその果たして本当に老人ホームへ入った方がよかったかどうかということは、これはまた別の問題でありまして、66人が申し込んだというのは、家族が申し込んだわけで、本人は自宅で亡くなってよかったと思っていることもあると思えます。ですので、それがすべてだとは私は思っておりません。

以上です。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） ならばお伺いいたします。66名のうちの四十数人、70%を超える皆さん方が亡くなられたわけです。これはなぜそういうことになったのか、今連合長がおっしゃるように、いわゆる本人はそう考えていなかったのかどうか、この点についてどのような調査をされたか、その結果についてご答弁いただきたいと思えます。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 連合長がお答えしました部分の、入所者がどう思われていたかと

いう点ではですね、特に調査はしてございません。それぞれの家庭のご事情があって申し込まれるということですので、もちろん申し込みのところではケアマネが調査した情報提供票が添付されてきておりますが、その点については特に把握はしてありません。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） ならばですね、今の連合長の答弁というのは、推測でしかないわけです。私はやはりこういった入所を希望されたご家族とご本人を含めて、その実態はどうかという、この調査に基づいて答弁を求めたいと思います。よって先ほどの連合長の答弁は撤回を求めたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 撤回するとかそういう問題ではなくて、私の今まで老人ホームに勤めていたことがあります。そういうのの意見でございます。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 少なくとも七十数名の方が具体的にどうした事象によってお亡くなりになったのかどうか、そしてまたご家族の皆さん方のその入所をお待ちになって、なおかつ命を落とさなければならぬ、この心情に私は接したときに、こういうやはり事実に基づかない答弁は、私はやはり撤回すべきだと、改めて求めます。

議長（佐藤正夫君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 特に撤回するつもりはございません。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） これだけでやっていくわけにはいきませんので、次に移りますけれども、では一体どういう皆さん方がお待ちになっておられるか、若干の事例でご質問をしたいと思います。

現在76歳の方で、夫がほぼ同年齢であります。脳梗塞で16年の秋に入院されまして、そして自宅で介護を受けていました。しかし、どうしても自宅で介護ができなくて、ある病院に入院されております。この方がいわゆるお話をお聞きいたしますと、家族が遠いところですから、しかもこの70代のご主人さんが、週2回高速道路ではお金がかかってやりきれない、ゆえに県道を走って2時間をかけて、しかも自分では運転できないので、子供さんたちや、子供さんも都合が悪ければご親戚や、あるいはまたお友達が見かねて連れて行っていただくと、こういう方が介護度5です。移動は車いす、食事は経管栄養、排せつはおむつ、入浴は特殊浴槽、視力はほとんどなし、発言が不自由、理解力はないとっていいと、こう

という方がいまだこの介護に、施設に入れず病院で入院されているわけです。

結局こういう皆さん方自身が、そういう中にもおいでだと思っただけで、それを本人がそうであるとかないとかという、こういう発言によって、この言われたらですね、とてもやはりご本人やそしてまたご家族の皆さんにとっては耐えがたいことだと思っただけです。しかもこの方は現在は60番代だと、こういうふうになっているわけですがけれども、私がやはりこの議案質疑でもお聞きしましたけども、いわゆる入所を申し込みをされる、あるいはまた入所が決定された方から辞退者が出てくる、こういう中ではやはりこうした主治医や、あるいはまたこのご家族の皆さん方の、こういうことが十分にやはり掌握されないで、入所の決定がされているおそれがあるのではないかと、こういう思わざるを得ないわけです。

そういう点でなぜこの方がこういう順位にならざるを得ないのかどうか。やはりこういう方がやはりほかにもおいでになるのではないかと思っただけですが、この点についていわゆる審査会の中身を含め、どうお考えになっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 入所の検討委員会につきましては、先ほども申し上げましたが、個別評価というのがございまして、その中で検討委員さんがですね、それぞれのご家族やケアマネさんから上げていただいた入所申込書や資料に基づきまして、要介護度の状況、それから認知症等、老人の日常生活状況とかですね、在宅サービスの利用度、これらを勘案しながら、総合的に適正な審査をし、順位を決定していただいているという、1人や2人でなく9人の委員さんで適正にその中で審査をいただいているというふうに考えておりますので、その中ではですね、いろいろな問題があるというようなことはないというふうに思います。以上です。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私は例えはあると思っただけです。この方はいわゆる北信広域連合の要綱によりますと、入所前の期間、入院までの期間に介護度を受けている、その利用率を勘案すると、こうなっていますけれども、この方の場合に、それが無いのではないかとこのように思います。そのため、いわゆる病院に入院しているということで、在宅サービス率の40から60%未満の点数、23点にされるという状況です。また介護者等の状況ですがけれども、確かにこの息子さんがおいでですがけれども、当然ケアマネジャーのところからも言われていると思いますけれども、飲食、いわゆる勤務の都合上、深夜にしか帰ってこれない。ですから結果的にはこの介護ができない状況で、ご主人さんが先ほど言ったように七十数歳で、

犬の散歩ぐらいは健康を含めて何とかできると、こういう方が残されているわけですね。
これでも正当なやはり審査がされたというふうにお考えなんでしょうか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 今の点でございますが、今私の立場です、その個々のケースについてどうのこうの申し上げる材料も持ち合わせておりませんし、それは検討委員会の中です、誠意を持ってやっていたというところで、ご理解をいただく以外に私答弁ができませんが、よろしくお願いします。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） こういう点については、事例についてあったということは、その審査会にも事務局として出していただけでしょうか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） お話をするぐらいはさせていただきます。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） ぜひそういうふうにしていただきまして、やはり適正な審査と、いわゆる先ほども申し上げましたように、この審査決定しても辞退者が19年度で14人、20年度で12人、21年度は3人ということで、結局ここにありますように、やはりそのご家庭の状況について、十分審査会に正確な状況が伝わってない、その結果として、決定後辞退者が発生しているということ判断せざるを得ないわけなんです。そういう点で、ぜひこの点について、改めてこの改善を、審査会にも意見を申し込みたいというふうに思います。

続きまして、時間が押し迫っていますから、介護職員についてですけれども、特にこの問題で、いわゆる経管栄養等が実際にやられておりまして、厚労省自身が看護師がついておられるのかどうかというと、2%しかいないということ承知しながら、新たにモデル事業として看護師がついた場合には可能だということを決めようとしているわけです。そしてまたこのつかない、介護福祉士しか、デイしかやってないというのは8割だということも厚労省は知っているわけです。こういう状況の中で、この指導が来ても、到底現状はそうならないということは、議案質疑でお伺いしたとおりの状況であります。

こういう点からいたしましても、やはり介護職員の報酬、あるいはまた入居者が安心して施設でこの過ごせる、これにはやはり国に対して、こうした制度そのものをもっと実態に即したものにしていいただかないと、やはり職員の皆さんにとっても利用者にとっても、本当に

やはりこの介護に対する喜びと期待を、やはりかなえることはできないと思うわけです。そういう点について、ぜひ国の方に、こうした制度についてもっと利用者、また皆さん方自身の苦勞をしっかりと伝えていただいて、制度の改善を求めていただくと、こういうことについて、国に進言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） 国に進言をしてもらいというお話ですが、ちょっと私の立場で、直接交渉に行くという話にもなりませんので、私どもいろんな検討、介護主任の検討会などが、そういうところの材料にはしていきたいと思いますが、その辺でご理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤正夫君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） もちろん先ほどお答えがありましたように、日本共産党は介護認定がモデル事業と大きく食い違うということについて、厚生労働省に対して改善を求めてまいりましたし、こういった制度上の欠陥について、あるいは弱点を改善していくことについては、国会を通じてこれからも取り組んでまいる所存であります。同時にまた一番現場をあずかっている皆さん方自身が、その現状と安心したこの入所を保障するために、何がやはり必要なのか、こういう問題をやはり、しっかりとやはり関係機関、上級機関に対してね、声をやはり大にして言っていただいて、そして職員の皆さんも利用者の皆さんも、そしてまた広域連合自身の皆さん方の苦勞が実を結ぶように、ぜひ頑張ってくださいと思いますし、そういう点についての関係機関へのご意見を届けていただくということについて、いかがでしょうか。

議長（佐藤正夫君） 事務局次長。

事務局次長（金井 晃君） お話は承りましたので、またいろんな機会に研究の材料に使わせていただきたいということで、よろしく申し上げます。

議長（佐藤正夫君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（佐藤正夫君） 次に進みます。日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩) (午後 1時35分)

(再開) (午後 1時35分)

議長(佐藤正夫君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。初めに、議案第1号 平成21年度一般会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成21年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成21年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成21年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成21年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成21年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成21年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成21年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成21年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成21年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成21年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成20年度一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号 平成20年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立

を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号 平成20年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号 平成20年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号 平成20年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号 平成20年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第18号 平成20年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第19号 平成20年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第20号 平成20年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第21号 平成20年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（佐藤正夫君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第22号 平成20年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第23号 監査委員の選任の同意についてを採決いたします。

地方自治法の規定に基づき、山本一二三議員の退席を求めます。

(21番 山本一二三君 退席)

議長(佐藤正夫君) お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(佐藤正夫君) 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり同意されました。

山本一二三議員の除斥が解けましたので、復席を求めます。

(21番 山本一二三君 着席)

議長(佐藤正夫君) 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

小田切広域連合長。

(広域連合長 小田切治世君 登壇)

広域連合長(小田切治世君) 閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

10月23日に開会し、本日までの5日間、議員各位におかれましては慎重にご審議いただき、上程を申し上げました各議案とも、それぞれお認めいただきましてまことにありがとうございます。

今日、広域連携のあり方も多様化しているところではありますが、今度とも広域連合として各市町村との連携を密にし、地域福祉の向上はもとより、地域経済の発展に向けた事業促進に努めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、北信地域発展のため、今後ともより一層のご支援、ご協力を

賜りますようお願い申し上げます。

また、議員各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

4 閉 会

議長（佐藤正夫君） 以上をもちまして、平成21年第2回北信広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 1時50分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成21年10月27日

北信広域連合議会

議 長 佐藤 正夫

署名議員 江田 宏子

署名議員 荻原 勉